

札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案  
平成30年（2018年）2月20日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部  
を次のように改正する。

第3条の2第2項第1号中「100分の49」を「100分の47」に改め、  
同項第2号中「100分の39」を「100分の37.5」に改め、同項第3  
号中「100分の21.5」を「100分の20.5」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（理 由）

本市の一般職の職員の退職手当の額の引下げ等を考慮して、本市の特別職の  
職員の退職手当の額を引き下げるため、本案を提出する。